

## 行方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条，行方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例，行方市農業委員会の委員の選任に関する規則，行方市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の規定により行方市農業委員会の委員（以下「農業委員」）及び農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1 推薦及び応募の対象

(1) 農業委員

(2) 農地利用最適化推進委員

※農業委員と推進委員の推薦・応募の手続は同時に行うことができ、それぞれの候補者になれますが、任命の時点で両方を兼務することはできません。

### 2 職務内容

(1) 農業委員

農業委員の総会における議決権を有し，農地法や他の法令に基づく，農地の権利に係る許可等の審議並びに現地調査及び農地利用の最適化に関する業務等を行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して，担当する区域において，担い手への農地利用の集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進等，農地利用の最適化に関する活動を行います。

### 3 募集人数

(1) 農業委員 19人

- ・農業委員の過半数は，認定農業者でなければなりません。
- ・農業者以外の中立的な立場で公正な判断をする者が，1名以上必要になります。

(2) 農地利用最適化推進委員 16人 担当区域（13区域）ごとに募集

※別表のとおり（行方市農地利用最適化推進委員担当区域表）

### 4 任用期間

(1) 農業委員

令和3年9月2日～令和6年9月1日

(2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日～令和6年9月1日

## 5 身分

非常勤特別職の地方公務員

## 6 報酬月額 条例に基づき支給

- ・農業委員（会長）月額68,900円  
（会長職務代理者）月額57,600円  
（委員）月額54,100円
- ・農地利用最適化推進委員 月額30,000円

## 7 募集する期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月16日（火）まで

## 8 推薦を受ける者又は応募する者の資格

（1）推薦を受ける者又は応募する者は、次のいずれにも該当する者です。

### ①農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適正に行うことができる者

### ②農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、推進委員の職務を適正に行うことができる者

※いずれも、法令等により農業委員又は農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者

（2）次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

### ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 9 推薦及び応募の方法

次の（１）及び（２）の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、行方市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### （１）推薦及び応募様式

#### 【農業委員】

- ①個人による推薦【様式第１号（第４条関係）】
- ②法人・団体による推薦【様式第２号（第４条関係）】
- ③個人による応募【様式第３号（第５条関係）】

#### 【農地利用最適化推進委員】

- ①個人による推薦【様式第１号（第５条関係）】
- ②法人・団体による推薦【様式第２号（第５条関係）】
- ③個人による応募【様式第３号（第６条関係）】

※それぞれ様式が異なりますのでご注意ください。

### （２）添付書類

- ①農業委員会等に関する法律の欠格条項に関する申告書及び同意書  
（被推薦者・応募者）
- ②同意書（推薦者）

### （３）提出先

〒311-1792 行方市山田2564-10

行方市農業委員会事務局（北浦庁舎）

（開庁日の8：30から17：15まで【期限内必着】）

## 10 選考

「候補者選考委員会」を開催し、提出された書類をもとにそれぞれ選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 11 選考の結果通知

申込者全員に文書で通知します。

## 12 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、行方市ホームページで以下の内容について公表しますので予めご了承ください。

- ①推薦する者（個人）については、「氏名」「職業」「年齢」及び「性別」

- ②推薦する者（法人・団体）については、「名称」「目的」「代表者の氏名」「構成員の数」「構成員の資格、要件」
- ③推薦を受ける者又は応募する者は、「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」「認定農業者等であるか」及び「農業経営の状況」
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤農業委員の推薦を受け、又は農業委員に応募した者が、同時に農地利用最適化推進委員の推薦を受け、又は農地利用最適化推進委員に応募しているか。
- ⑥農地利用最適化推進委員の推薦を受け、又は農地利用最適化推進委員に応募した者が、同時に農業委員の推薦を受け、又は農業委員に応募しているか。

### 13 問い合わせ先

〒311-1792 行方市山田2564-10  
 行方市農業委員会事務局（北浦庁舎）  
 電話：0291-35-2111

-----

### 別表

行方市農地利用最適化推進委員担当区域表（定数16人）

地区名	その他の区域	定数
麻生	富田，粗毛，麻生	1
太田	矢幡，石神，根小屋	1
大和	蔵川，白浜，宇崎，岡，青沼，四鹿，杉平，小牧，板峰，新宮，天掛，籠田	2
行方	於下，行方，船子，五町田	1
小高	島並，南，橋門，小高，井貝	1
津澄	吉川，繁昌，中根，山田	1
要	行戸，小幡，北高岡，南高岡	2
武田	両宿，内宿，成田，三和，長野江，次木，小貫	2
玉川	荒宿，藤井，井上藤井，井上，西蓮寺	1
手賀	手賀	1
玉造	玉造甲，玉造乙	1
現原	捻木，芹沢，若海，谷島	1
立花	浜，八木蒔，羽生，沖洲	1